

# 子どもの安全に係る関係機関

「子どもの安全」とは、一般的には不慮の事故なども含むが、ここでは、「犯罪からの子どもの安全」に特化した内容を記載する。

## 犯罪から子どもを守るための対策と関係省庁

平成13年6月に発生した「大阪教育大学教育学部附属池田小学校における児童及び教職員殺傷事件」、平成17年2月に発生した「大阪府寝屋川市立中央小学校における不審者が侵入及び教職員殺傷事件」、同年11月に発生した「広島市小学1年生女児殺害事件」、同年12月に発生した「栃木県今市市小学1年生女児殺害事件」と、子どもが被害にあう犯罪が連続して発生し、その都度、政府は子どもの安全に係る様々な対策を発表している。

その中核となっているのが、「犯罪から子どもを守るための対策に関する関係省庁連絡会議」である。この連絡会議は、内閣官房副長官補を議長とし、内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の事務担当局長により構成されている。この会議において毎年「犯罪から子どもを守るための対策」がとりまとめられ、全閣僚から成る「犯罪対策閣僚会議」において改訂報告・承認されている。

参考資料：犯罪から子どもを守るための対策に関する関係省庁連絡会議  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo/index.html>

「犯罪から子どもを守るための対策」に登場する省庁以外の機関

- ・学校警察連絡協議会
- ・母親クラブ・老人クラブ
- ・公民館・児童館・児童センター
- ・放課後児童クラブ（学童保育）
- ・ファミリーサポートセンター
- ・シルバー人材センター
- ・（独）科学技術振興機構
- ・（社）日本フランチャイズチェーン協会
- ・（社）日本PTA協議会
- ・児童相談所・児童擁護施設
- ・要保護児童対策地域協議会

## 地域で子どもを守るための連携機関

子どもを犯罪から守るための関係機関やその連携の形などは地域によって異なるが、ここでは、一般的な事例をもとに、地域における子どもを犯罪から守るための関係機関を列举する。

### ○行政関連

都道府県庁レベルでは、「青少年・治安対策室」「くらし安全交通課」「県民生活課」などが子どもの安全に関わっており、市区町村レベルでは、「地域安全支援課」「生活安全課」などが該当する部署である。

### ○警察関連

各都道府県警察本部および各警察署の生活安全課が、子どもの防犯に関する相談窓口となっているほか、平成21年度からは警察庁からの通達により、各都道府県警察本部に「子ども女性安全対策班」の設置が推進されている。

その他、警察署内に事務局を構えていることが多い地域の「防犯協会」なども、警察と連携して子どもの防犯に深く関係している機関である。

### ○学校関連（PTAを含む）

教育委員会、学校教職員、PTA役員（特に校外委員）などが地域・行政・警察等と連携しながら、子どもの安全確保のための対策を実施している。

### ○地域住民・一般保護者（自主防犯ボランティア）

自治会が主体となって、子どもたちの見守りを実施したり、自治会の中に「防犯部」が存在しているケースも多い。また、「防犯まちづくり推進協議会」「社会福祉協議会」などが、防犯対策を率先している地域もある。

### ○その他、企業など

主に「子ども110番の家」の役割を担い、以下のような企業が参画している。

- ・コンビニエンスストア
- ・ガソリンスタンド
- ・タクシー会社
- ・新聞販売店 など